

2025年12月1日

各 位

会 社 名 ダブル・スコープ株式会社
代表者名 代表取締役社長 崔 元 根
(コード番号 6619 東証プライム)
問 合 せ 先 取 締 役 大 内 秀 雄
(<https://w-scope.co.jp/ir/contact.html>)

第三者割当による行使価額修正条項付第10回新株予約権及び第11回新株予約権 の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2025年11月6日付の取締役会において決議いたしました第三者割当の方法による行使価額修正条項付第10回新株予約権及び第11回新株予約権（以下、それぞれ「第10回新株予約権」及び「第11回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行について、本新株予約権に係る発行価額の総額（3,660,000円）の払込みが割当日に完了いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2025年11月6日公表の「第三者割当による行使価額修正条項付第10回新株予約権及び第11回新株予約権の発行並びに新株予約権買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

(参考)

本新株予約権の概要

(1) 割当日	2025年11月25日
(2) 新株予約権の総数	40,000個 第10回新株予約権 30,000個 第11回新株予約権 10,000個
(3) 発行価額	総額 3,660,000円（第10回新株予約権1個当たり99円、第11回新株予約権1個当たり69円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	4,000,000株（新株予約権1個につき100株） 第10回新株予約権 3,000,000株 第11回新株予約権 1,000,000株 上限行使価額はありません。 本新株予約権の下限行使価額（下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」において定義します。）は149円（但し、本新株予約権の発行要項第11項の規定による調整を受けます。）ですが、下限行使価額においても潜在株式数は、4,000,000株です。
(5) 調達資金の額	1,070,560,000円（差引手取概算額：1,055,560,000円）（注） （内訳）新株予約権発行による調達額：3,660,000円 新株予約権行使による調達額：1,066,900,000円
(6) 行使価額及び行使価額 の修正条件	当初行使価額は、第10回新株予約権は222.3円、第11回新株予約権は400円です。 第10回新株予約権の行使価額は、各行使請求に係る通知を当社が受領した日（但し、最初に当該通知を受領した日を除きます。以下「修正日」といいます。）以降、各修正日の前取引日（以下に定義します。）の東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「取引所終値」といいます。）の90%に相

	<p>当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正されます。但し、第10回新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使(以下「制限超過行使」といいます。)に該当する場合であって、上記計算によると当該行使に係る行使価額が2025年11月6日の取引所終値(本新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割等が行われた場合は、同額に株式分割等の比率を乗じて調整されます。)(以下「発行決議日終値」といいます。)を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。</p> <p>第11回新株予約権の行使価額は、当初固定とし、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本新株予約権の発行要項に基づき修正されることとなります。本新株予約権の発行要項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権に係る新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日(同日を含みます。)から起算して10取引日目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降、本新株予約権の発行要項第12項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の取引所終値の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正されます。但し、第11回新株予約権の行使が、制限超過行使に該当する場合であって、上記計算によると当該行使に係る行使価額が発行決議日終値を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。</p> <p>上記の計算による修正後の行使価額が149円(但し、本新株予約権の発行要項第11項の規定に準じて調整を受けます。)(以下「下限行使価額」といいます。)を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限を含みます。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたりません。</p> <p>また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。</p>
(7) 行使期間	2025年11月26日から2027年11月25日まで
(8) 募集又は割当方法 (割当先)	マコーリー・バンク・リミテッド(以下「割当先」といいます。)に対して第三者割当の方法によって割り当てます。
(9) その他	<p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結しております。</p> <p>本買取契約においては、割当先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当先からの譲受人が本買取契約の割当先としての権利義務の一切を承継する旨が規定されています。</p>

(注) 本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額(15,000,000円)を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いた

します。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われ
ない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合に、当該調達資金の額は減少します。

以 上